

市政記者各位

令和3年3月19日

市民局地域防災課

## 福岡県トヨタ販売店グループとの「災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定」締結について

福岡市は、災害時に備え、福岡県トヨタ販売店グループ10社と「災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

### 1 趣旨

台風、地震等により市内で大規模な停電が発生した際、福岡県トヨタ販売店グループ各社が所有する外部給電が可能なPHV（プラグインハイブリッド）車両等の無償貸与を受け、市の指定避難所である公民館等に電力供給を行うことにより、円滑な避難所運営を行い、市民の安全確保に取り組むもの。

### 2 締結する協定の主な概要

災害時に、PHV車両等を公民館等の避難所へ無償貸与

### 3 協定締結日

令和3年3月19日（金）

### 4 協定の相手方

福岡トヨタ自動車株式会社	代表取締役社長	金子 直幹 様
福岡トヨペット株式会社	代表取締役社長	村井 隆介 様
トヨタカローラ博多株式会社	代表取締役社長	久恒 兼孝 様
トヨタカローラ福岡株式会社	代表取締役社長	金子 護 様
ネットトヨタ北九州株式会社	代表取締役社長	村上 宏文 様
ネットトヨタ福岡株式会社	代表取締役社長	金野 誠 様
ネットトヨタ西日本株式会社	代表取締役社長	喜多村 浩司 様
株式会社トヨタレンタリース福岡	代表取締役社長	金子 直幹 様
株式会社トヨタレンタリース博多	代表取締役社長	村井 隆介 様
トヨタモビリティパーツ株式会社	九州北部統括支社 統括支社長	柴垣 正彦 様

### 5 添付資料

- 別添1 福岡県トヨタ販売店グループからのリリース資料
- 別添2 災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定書

【問い合わせ先】

市民局地域防災課 中村・中島（711-4156）内線1788

プレスリリース



福岡県トヨタ販売店グループ

令和3年3月19日  
福岡県トヨタ販売店グループ

## 福岡市と福岡県トヨタ販売店グループによる

### 災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定の締結について

拝啓、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、福岡市と福岡県トヨタ販売店グループ（福岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタモビリティパーツ店）との間で、大きな災害への備えとして、PHV車両等による避難所等への電力供給に関し、対策を円滑に遂行することを目的とし、「災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定」を締結しました。

協定締結により福岡市並びに同市地域の皆様に、福岡県トヨタ販売店グループが、少しでもお役に立つよう協力してまいります。

#### 【協定概要】

- ・災害時に、PHV車両等を避難所等での電力供給を目的として無償貸与

#### 【期間】

- ・協定締結日（令和3年3月19日）から1年間（以降申し出がない限り期間を1年間更新）

#### <福岡県トヨタ販売店グループ>

福岡トヨタ自動車株式会社、福岡トヨペット株式会社、トヨタカローラ博多株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、ネットトヨタ北九州株式会社、ネットトヨタ福岡株式会社、ネットトヨタ西日本株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、株式会社トヨタレンタリース博多、トヨタモビリティパーツ株式会社 九州北部統括支社

<本リリースについてのお問い合わせ先>  
トヨタカローラ博多株式会社 営業企画部 藤野 昌子  
TEL : 092-441-2115、E-mail : petit-ange@corolla-hakata.co.jp

## 災害時におけるPHV車両等からの電力供給に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社、福岡トヨペット株式会社、トヨタカローラ博多株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、ネッツトヨタ北九州株式会社、ネッツトヨタ福岡株式会社、ネッツトヨタ西日本株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、株式会社トヨタレンタリース博多及びトヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社（以下「乙」という。）は、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）におけるPHV車両等による避難所等への電力の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙が提供する車両で避難所等へ電力供給を行う手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

### （PHV車両等）

第2条 乙が甲に対して貸与するPHV車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) PHV車両
- (2) FCV車両
- (3) HV車両
- (4) 前三号に掲げるもののほか、災害対応に必要な車両、及び給電車両からの外部給電に必要な機器

### （PHV車両等の貸与要請）

第3条 甲は、甲が必要とするとき、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、PHV車両等の貸与にかかる要請を行うものとし、乙幹事店は、災害等の状況により協力が困難である場合を除き、要請に応じるよう調整に努めるものとする。なお、PHV車両等の提供台数については、甲と乙幹事店が協議のうえ、甲が指定するものとする。

2 甲は、車両提供協力要請書（別記様式第1号）（以下、「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

### （提供方法）

第4条 乙は、前条の要請に基づき、甲が指定する台数を速やかに整え、甲に提供するものとする。

2 乙幹事店は、保険会社へ速やかに連絡し、任意自動車保険への加入に必要な手続きを整えるものとする。なお、任意自動車保険のうち対人補償（無制限）、対物補償（無制限）、人身傷害補償（無制限）、車両保険に加入することとし、補償内容の追加又は変更を行う場合には甲と協議するものとする。

3 乙は、避難所等、甲が指定する場所までの車両搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、乙店舗の店頭で引き渡し、甲が搬送することができるものとする。

4 甲はPHV車両等の引き取り確認、避難者等への電源利用の周知・広報を行うとともに、盗難や破損等の防止措置を講じるものとする。

5 甲は、乙が第3項の搬送を行う際に災害対策基本法第76条第2項に定める通行禁止区域等を通行する必要がある場合には、車両を同条第1項に定める緊急通行車両として認定するよう配慮するものとする。

6 甲は車両の提供を受けるときは、当該車両に係る運転者の運転免許証を乙に提示する。

### （提供報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき車両を貸し出したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、改めて車両提供協力請書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(経費の負担及び支払い)

第6条 本協定に基づき、乙が甲の要請により実施した給電業務に要した経費については、乙が負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、甲が負担する。

- (1) 燃料代(車両貸し出し時に搭載されている分を除く)
- (2) 任意自動車保険代(車両貸し出し期間に限る)

2 前項第2号の費用について、甲は、請求に基づき直接、保険会社へ支払うものとする。なお、免責分についても、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて業務に従事した者が本協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係る関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、「連絡責任者届」(別記様式第3号)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、施行の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算更に1年間有効とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号  
福岡市  
福岡市長 高島 宗一郎

乙

福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目8番28号  
福岡トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 金子 直幹

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号  
福岡トヨペット株式会社  
代表取締役社長 村井 隆介

福岡県福岡市博多区豊2丁目3番50号  
トヨタカローラ博多株式会社  
代表取締役社長 久恒 兼孝

福岡県福岡市中央区長浜2丁目1番5号  
トヨタカローラ福岡株式会社  
代表取締役社長 金子 護

福岡県北九州市小倉北区上到津3丁目  
4番1号  
ネットトヨタ北九州株式会社  
代表取締役社長 村上 宏文

福岡県福岡市博多区博多駅南6丁目  
14番35号  
ネットトヨタ福岡株式会社  
代表取締役社長 金野 誠

福岡県福岡市博多区西月隈3丁目1番48号  
ネットトヨタ西日本株式会社  
代表取締役社長 喜多村 浩司

福岡県福岡市博多区東光寺1丁目1番1号  
株式会社トヨタレンタリース福岡  
代表取締役社長 金子 直幹

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号  
株式会社トヨタレンタリース博多  
代表取締役社長 村井 隆介

福岡県筑紫野市大字筑紫1032番地1  
トヨタモビリティパーツ株式会社  
九州北部統括支社  
統括支社長 柴垣 正彦